



## 年金を受けている方が所在不明になったときは、届出が必要です

### 【1月以上所在不明になったとき】

- 年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を速やかに行う必要があります。提出先はお近くの年金事務所です。
- お届けいただいた後、受給権者ご本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時止まります。
- 年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになったときは、年金のお受け取りを再開するための手続きが必要になります。お近くの年金事務所までご連絡をお願いします。

## 平成31年度における国民年金保険料の前納額について

国民年金においては、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納制度」があります。

- (1) 6か月前納の場合の保険料額（平成31年4月～平成31年9月分の保険料または、平成31年10月～平成32年3月分の保険料が対象）
    - ・口座振替の場合 97,340円（毎月納める場合より1,120円の割引）
    - ・現金納付の場合 97,660円（毎月納める場合より 800円の割引）
  - (2) 1年前納の場合の保険料額（平成31年4月から平成32年3月分の保険料額が対象）
    - ・口座振替の場合 192,790円（毎月納める場合より4,130円の割引）
    - ・現金納付の場合 193,420円（毎月納める場合より3,500円の割引）
  - (3) 2年前納の場合の保険料額（平成31年4月から平成33年3月分の保険料額が対象）
    - ・口座振替の場合 379,640円（毎月納める場合より15,760円の割引）
    - ・現金納付の場合 380,880円（毎月納める場合より14,520円の割引）
- ※クレジットカード納付の前納の保険料額は、現金納付と同じ金額になります。

### 【前納のお申込みについて】

- 前納制度を利用するには、年金事務所に申出を行う必要があります。現金納付（納付書払い）については、平成31年4月末までであれば手続き可能です。
- 手続などの詳細につきましては、日本年金機構ホームページをご覧ください。か、年金事務所にお問合せください。（URL：<http://www.nenkin.go.jp/>）

## 平成31年度

国民年金保険料は、**月額16,410円**

国民年金（満額の場合）は、**月額65,008円（年額780,100円）**

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤